

論語「民可使由之不可使知之」章解釈私攷

若 槻 俊 秀

一 問題の所在

かつて某新聞に国家機密に関する事項のスクープ記事が、大きく報道され、それをめぐっての一大論争が繰りひろげられたことがあった。このいわゆる国家機密漏洩事件を契機として国と国民との関係に関して幾つかの議論が行われた。そして取材方法に少しく問題はあつたが、その一方で国家が主権者である国民に事実を覆い隠したまま明確にしないことこそ自由しき問題であるとしたうえで、この様な為政者のあり方こそまさに「民可使由之不可使知之」という「論語」泰伯篇のこの章と同一の態度であると指弾する意見が盛んに提出された。その後にも、民の「知る権利」に立つて為政者の在り方を批判するに際して、しばしばこの

一章が引き合いに出され、民の知る権利を圧殺する専制君主的態度の象徴のように取りあげて論じられてきている。

ところで、この章をそのような専制主義や愚民主義の方向で理解するということになる、徳治主義を標榜している儒教からは随分と隔つてしまうことになるのではないかと思われる。そこでこの一章について従来どのように解釈してきているかを調査してみると、諸説紛々で実に多くの説明がなされていることに驚かされるのである。

このような経緯から、本章の解釈についての諸説を一度検討し、更に現代において世間一般に本章が取りあげられて使用されるのに何故多岐にわたる諸説の中で専ら専制主義・愚民主義的な方向にのみ解釈される傾向が強まってしまったのかということにも言及し、いささか卑見を述べて

みようと思う。

二 本章解釈についての諸説

この章の解釈については、実に諸説紛々の観がある。そこで以下において古來どのような展開がなされてきたのかを順を追って述べてみることにしたい。

(1) 鄭玄の解釈

論語に関する最も古い注解の一つである後漢の鄭玄は次のように説いている。

民者冥也。由、從也。以正道教之、必從。如其本来、則愚者或輕而不行。

民は冥なり。由は從なり。正道を以て之に教うれば必ず従わん。如し其の本来を知らば、則ち愚者は或は軽んじて行わず。

すなわち「民」という文字を、同じ子音で暗を意味する「冥」におきかえ、民は冥くらいものであるから正道を以て之に教うれば、必ず従うようになるであろう。もし道理を理解してしまつと、愚者である民は或いは政府を軽んじて行わなくなるであろう。そうならない為にも、民に対しては政府の施政方針に依り従わせておくべきで、何故にその

ような方針をとるのかという理由を理解させるべきではない、という一種の愚民説である。この場合の「可」字は命令の「べし」の意味にとっているものであり、他の諸説が多くなる可能の「べし」と大きく異なるところである。

なお「民、冥也」として、民を冥くらいもの、暗愚なものである、という見方は、

民、無知之称〔書經〕多士序「遷頑民」鄭玄注〕

民、冥也。其見人道遠〔礼記〕喪服伝注疏所引鄭注〕

という辺りにも散見する。なお「民は冥なり」のもとづくところは、「春秋繁露」深察民号篇に「民は冥なり、民の号は之を冥くらに取るなり」であつて、鄭玄注はそれを承けたものであるので、汎く漢代一般の考え方が知られる。

ところで、同じく後漢の張憑は「可」字を命令の「べし」と解しつつ、次のような鄭玄とは少しニュアンスを異にする説を述べている。

政を為すに徳を以てすれば、則ち各々其の性を得、天下日々に用うれども知らず。故に曰く、之に由ら使むべしと。若し政を為すに刑を以てすれば、則ち民の奸を為すを防ぐも、民、防有るを知りて奸を為すこと弥々巧なるなり。故に曰く、之を知ら使むべからずと。

言は、政を為すに当に徳を以てすべし。民は之に由るのみ。刑を用うべからず。民其の術を知らばなり。

(皇侃「論語義疏」所引張憑注)

為政者が徳を以て政治に臨んだなら、民は各各相応しい落ち着き所を得ながら、その恩恵の発源者を意識せず満足のまま日々を送る。だから為政者たるものは徳治を行うことによって、民に自然に従わせるのがよい。それに対し政を為すのに刑を以て臨むと、民が奸を為すのを防がんとしながら、防備あるを知った民は、弥々巧みに奸計をなすようになるから、そのように知られたが為に却って弊害となるような刑を用いるべきではないというのが張憑の言わんとするところである。

後漢の学者の説として、少しく解説を異にする。ごとくであるが「可」字を共に命令のクベシクとするものとして併せて取り上げておくことにする。

いずれにしても、鄭玄の解釈は以下にあげる諸説とは大きく異なり、儒家の政治思想が覇者の専制・愚民主義であると後世において批判される端緒を成したものといえよう。

(2) 何晏・皇侃の解釈

魏の何晏の「論語集解」では、

由、用也。可使用而不可使知者、百姓日用不能知。

由は用なり。用い使むべくして知ら使むべからざるは、百姓日々用うれども知る能わざればなり。

これを吉川幸次郎氏は、「人間の法則というものに、人民は知らず識らずに従っている。だから、人民に、それに従わせることは可能であるが、知らず識らずにやっていることの理由を、はつきり自覚させることは、むづかしい。」(吉川幸次郎全集4「論語」二四一頁)と解説している。この古注では「可」字を可能の意味で解釈していることに注目したい。「しすべし」・「しべからず」と「しできる」・「しできない」とでは、大きく意味が異ってくることは言うまでもない。集解を注釈する梁の皇侃「論語義疏」はそれを次のように説明する。

此れ天道は深遠にして人道の知る所に非ざるを明らかにす。由は用なり。元亨日新の道、百姓日々用いて生ず。故に云く、之に由ら使むべしと。但日々用うと雖も其の所以を知らず。故に云う、之を知ら使むべからずと。

鄭玄の説くような覇道の専制主義や愚民主義とする難点の打開の為に「可」を命令の意味としないで、可能を表わすものとし、民が無知である段階にある時には、道理を理解

させることはできず、道理に従わせることだけができるから、やむを得ない措置として為政者主導型を採らざるを得ないのだとする。いわゆる啓蒙専制的な政治形態を説くものだとしている。およそその解釈の方向にあるのが、この何晏・皇侃を先駆けとして、以下に南宋の朱熹「論語集註」等がある。

(3) 朱熹の解釈

南宋の朱熹は、漢学を革新して新たに確立していった宋学という新儒学の成果を集大成し、いわゆる朱子学という巨大な哲学体系を築きあげた人物であることは周知のことである。その朱子の著述として先ず挙げられるのが四書に關するものであるが、「論語集註」は中でも有名なものである。本章について朱子は次のように解釈している。

民可使之由於是理之当然、而不能使之知其所以然也。

程子曰、聖人設教、非不欲家喻而戸曉也、然不能使之知、但能使之由之爾、若曰聖人不使民知、則是後世朝四暮三之術也、豈聖人之心乎。

民は之をして是の理の当然に由ら使むべきも、之をして其の然る所以を知ら使むる能わず。程子曰く、聖人の教えを設くるに、家ごとくに喻り、而して戸ごとに曉

るを欲せざるに非ず。然れども之をして知ら使むること能わず。但だ能く之をして之に由ら使むるのみ。若し聖人は民をして知ら使めずと曰わば、則ち是れ後世の朝四暮三の術なり。豈に聖人の心ならんやと。

これについては、吉川幸次郎氏が、「政府の施政方針は、人民の全部が、その理由を知ることが理想であるが、それはなかなかむつかしい。それに随順させることはできても、一に説明することはむつかしい、と理想と現実の距離をなげた話とし、鄭玄のような説は、「聖人の心」ではないとして、しりぞけている」、(前掲書二四一頁)と解釈される以外に付け加える必要はなからう。しかし、合山究氏は、それに疑義を呈して次のように述べる。長文にわたるが煩をいとわず以下に引用してみることとする。

これによつて儒教が霸道であるという非難は免れることになるのであるが、今度はそれに代つて新たな問題が起きてくる。それは、民をして由らしめるといふが、之とは何かということである。朱子は「理の当然」といひ、程子は「聖人の教」とし、皇侃は「天道」といひ、邢昺は「聖人の道」といひ、劉宝楠は「詩書礼楽」といひ。道理であれ、天道であれ、聖人の道であれ、詩書礼楽であれ、とにかくそういうものに、人民を従わせることは

できるが、それを理解させることはできない。だから理解させないで、ただ従わせればよいというのは、「民は信なくんば立たず」(顔淵篇・七章)や「君子は信ぜられて而して後に其の民を勞す。未だ信ぜざれば則ち以て己れを厲ましむと為す」(子張篇一〇章)というように、民の理解を得ることを第一とする儒教精神に反する、不親切で思いやりのないやり方のように、納得しがたい。

そこで私が思うのは、このような場合は、前後の諸条や、本篇の篇旨や論語全体にわたる孔子の思想などをよく勘考すれば、おのずから真義のわかるように論語は編纂されているものが多いということである。本条もこれを単独の一条として読めば、色々な解釈が可能であるが、今述べたような立場に立つて眺めると、自然にひとつの結論が得られるように思われる。

そこで本論にはいることにするが、本篇は末尾の数条に見られるように、堯・舜・禹、三王の徳を賞賛したものが多し、全篇の精神も三王の道に添うような言葉をもって綴られているようである。(中略)三王の徳治主義を政治の理念とした孔子が、「民可使由之」といったのは、先の禹の言葉、「黍民懷之」と同じ精神から発せられたものであると、理解してよいのではないかと思う。

それはまた前に挙げた「政を為すに徳を以てすれば、譬えば北辰の其所に居て、衆星のこれに共うがごとし」(為政篇・一章)その他の孔子の言葉とも一致するものであり、「民をして頼り親しませるようにする」という意味になるのである。

さて三王はどのように徳化を成就し、巍巍たる功績をあげたのであるが、その功に誇ることなく極めて謙譲だった。(中略)すべて、徳と言うものは、善いことをしてもそれを誇らぬところに価値があるのである。そのことは本篇でもまさきに述べられている。

子曰く、泰伯は其れ至徳と謂うべきのみ。三たび天下を以て讓る。民得て称することなし。(泰伯篇・一章)

泰伯は周の大王の長男で、当然王位を継ぐべき身分にありながら、父が孫の文王のすぐれた資質を見こんで、それに位を譲りたいと思つてゐるのを察知して、自分は南方の呉の国に亡命して身を終えた。そういう仁の行ないをしながら、人に知られないやり方で行ったので、誰もそれを知る者もなく、その徳を称えることもしなかつた。そういうやり方でやってこそ、「至徳」といえるのだと孔子は言うのである。

為政者は徳行をしなければならぬ。しかしそれをみせ
びらかしてはならない。徳治をなしても、それを人民に
吹聴すべきではない。「民は知らしむべからず」とは、
そういう意味であらう。禹の功臣、益の言葉を借りてい
えば、「道に違ひて以て百姓の譽を干むる罔なかれ」（大禹
謨）ということになるのである。そこで本条を整理して、
いま一度要旨を述べれば次のようになる。

子曰く、民は由らしむべし。知らしむべからず。

孔子がいった。「為政者は徳治をなして民から頼り親
しまれるようにすべきである。しかしそれは民に知ら
れないようにやるべきであつて、これ見よがしにやる
べきではない。

これが私の解釈である。（中略）なお、これらの解釈
では、文中の「之」が何を意味するか未だ明らかでない
が、私は之は代名詞というよりも、語調を整えるために
置いた単なる助詞と見る。従つて、必ずしも之を訓読し
て、その意味を穿鑿する必要はないのではないかと思ふ、
〔論語解釈の疑問と解明〕明德出版社、一四五頁—一四九頁
と述べている。合山氏の解釈の論拠は明確であり、改めて
ここに説明するまでもない。一つの解釈としてそのまま掲
げさせてもらふことにしたい。

(4) 日本古学派の解釈

わが国における解釈としては、先ず何晏の『論語集解』
が行われたが、その後朝鮮を経て朱子学が伝えられ、江戸
時代には官学に採用されて盛行をみた。一方朱子学が理に
走り過ぎていることに反撥して、聖人孔子の原点に帰れと
いう主張のもとに、いわば文献考證学的手法に則り新解釈
を提示したものが、伊藤仁斎や荻生徂徠であり、一般には
日本古学派といわれている一門である。

・伊藤仁斎の『論語古義』の解釈

此言治民之道、常為之建学設教、使其自由吾陶冶之中、
若欲使彼知恩之出于己、則不可矣、孟子曰、覇者之民、
驩虞如也、王者之民、皞皞如也、殺之然不怨、利之而
不庸、民日遷善、而不知為之者、蓋可使由、而不可使
知、王者之心也、欲使知之、覇者之心也、此王覇之所
以分歟、

此れ言う、民を治むるの道は、当に之が為に学を建て
教を設けて、其をして自ら吾が陶冶の中に由ら使むべ
し。若し彼をして恩の己に出ずることを知ら使めんと
欲せば、則ち不可なり。孟子曰く、覇者の民は、驩虞
如たり。王者の民は、皞皞如たり。之を殺せども怨みず、
之を利すれども庸とせず。民日に善に遷れども之を為

す者を知らず。蓋し由ら使むべくして知ら使むべからざるは王者の心なり。之を知ら使めんと欲するは覇者の心なり。此れ王覇の分るる所以なり。

既に引用した合山究氏の解釈について、同氏は、「私の創見ではない」として、右の仁齋の説を紹介しながらその妥当性を評価している。吉川氏も同じく、「さらにまた仁齋には、君主は人民のために、その經由利用すべき文化施設を整備すべきだが、かくすることの恩恵を知れと、おしつけてはならぬとする説がある」(前掲書、二四二頁)と紹介している。

・荻生徂徠の解釈

人之知、有至焉、有不至焉、雖聖人不能強之、故能使民由其教、而不能使民知其所以教也、自然之勢矣、至其俊秀、則使學以知之、亦唯禮樂不言、以行與事示之而已、故其知之也、自知之也、故曰、默而識之、又曰、不憤不啓、不悱不發、舉一隅、不以三隅反、則復也、自孟子以雄辨聒之人、而後斯義亡焉、後世儒者之師、專務講說、說之益詳、而其惑益深、皆不自知之故也、夫人之性殊、知愚不得而一之矣、苟以使知為教、則天下有不被其化者、可謂小已、仁齋先生味乎可字之義曰、不使彼知恩之出于己、可謂坦坦聖言、忽生疙瘩、

人の知は、至る有り、至らざる有り。聖人と雖ども之を強うること能わず。故に能く民をしてその教えに由ら使むるも、民をしてその教うる所以を知ら使むること能わず。自然の勢いなり。其の俊秀なるに至つては、則ち學んで以て之を知ら使むるも、亦た唯だ礼樂には言わず、行いと事とを以て之に示すのみ。故に其の之を知るや、自ら之を知るなり。故に曰く、「黙して之を識る」と、又た曰く、「憤せざれば啓せず、悱せざれば発せず、一隅を挙ぐるに、三隅を以て反せざれば、則ち復せず」と。孟子が雄弁を以て之を人に聒すしくせし自り、しこうして後斯の義亡びたり。後世儒者の師は、専ら講説を務む。之を説くこと益々詳らかにして、其の惑うこと益々深し。皆自ら知らざるが故なり。夫れ人の性は殊なり。知・愚は得て之を一にせず。苟しくも知らしむるを以て教えとせば、則ち天下その化を被らざる者有らん、小なりと謂うべき已。仁齋先生は可の字の義に味し、曰く、「彼をして恩の己れに出ずることを知らしめず」と。坦坦たる聖言に、忽ち疙瘩を生ずと謂うべし。

徂徠によると、人の知能はそれぞれ異なるもので、いくら聖人でも能力を超えてまで強いることはできない。故に教え

に依り従わせることはできるが、その教えのよつて来る意図を理解させることはできない。またそれは自然なあり方である。それを孟子等が出現して雄弁を以て騒しく説くようになつて以来、人にはそれぞれ能力の差があつて、それに対応した接し方があると考えるがなくなり、更に後の儒者の師が講説に務め、詳細を極める程に一層の混乱を生じさせてしまった。一人人の性質は異つていたのであり、智者と愚者は同等になり得ない。それなのに万民が知る能力をもつことを以て教化が成就すると考えるならば、天下には教化を被らぬ者が生ずることになつてしまふとする。なお末文で、「仁齋先生は可字の義に味し。」というのは、仁齋が「可」字を命令の意にとつているのに対し、徂徠は可能の意味にとつていることによる。

・太宰春台の解釈

徂徠の高弟であり、『論語詁訓外伝』を著述している春台の解釈は、特有の鋭い舌鋒で以下のように解説する。

由之、由斯道行也、知之、知其義也、道者、先王之所以導民也、義者、道中之義也、言君子之於民、特可使其由斯道行而已、不可使之知其義也、古注、由、用也、非也、朱注以由之為由是理、以不可為不能、亦非也、道実理虚、君子導民、焉用虚為、不可与不能、字義不

同、何得相換、程頤云、聖人設教、非不欲人家喻而戶曉也、然不能使之知、但能使之由爾、此說尤非、夫天下之人、有君子焉、有小人焉、有君子、可以治民、有民、可以養君子、其必一君子可以治衆民、然後天下治、若使天下之人、家喻戶曉、而民咸為君子、是天下無民也、無民、非国也、其君子亦且無所使、若然者、何以為国乎、故知非聖人欲人家家喻戶曉、而不能使之知、以其決無是理、且義亦不可也、故雖堯舜之世、民自民矣、非上之人不能諭之、亦非可教而弗教、如秦人愚默首然、以其不可故也、然其間有能出類拔萃者、乃其人天性特異、不待教令而知之者、實千百人中一人而已、孟子云、人皆可以為堯舜、此無稽之言也、釋氏云、人人作佛、宋儒依孟子、微釋氏、皆言聖人可為、遂因之以解此章、焉得不謬乎。

之に由るとは、斯の道に由りて行ふなり。之を知るとは、其の義を知るなり。道とは、先王の民を導く所以なり。義とは、道中の義なり。言^{いひことば}は君子の民に於ける、ただ其をして斯の道に由りて行か使むべきのみ。之をして其の義を知らしむべからざるなり。古注の「由は用なり」とは、非なり。朱注の「之に由る」を以て「是の理に由る」と為し、「不可」を以て「不能」

と為すは、亦非なり。道は実にして理は虚なり。君子民を導くに、焉んぞ虚を用いることを為さん。不可と不能とは、字義同じからず。何ぞ相換うるを得ん。程頤云う、聖人の教えを説くる、人の家ごとに諭し、戸ごとに曉らしむるを欲せざるに非ず。然れども之をして知らしむる能わざれば、但だ能く之をして之に由らしむるのみと。此の説尤も非なり。夫れ天下の人に、君子有り、小人有り。君子有りて以て民を治むべし。民有りて以て君子を養うべし。其の必ず一君子にして、以て衆民を治むべし。然る後天下治まるなり。若し天下の人をして家ごとに諭り戸ごとに曉らかにして、民をして咸く君子たらしむれば、是れ天下に民無きなり。民無ければ国に非ず。其の君子あるも亦た使う所無からんとす。若し然らば、何を以て国を為めん。故に知る聖人に非ずして人の家ごとに諭り戸ごとに曉らかにせんと欲するも、之をして知らしむること能わざることとを。其の決して是の理無く、且つ義も亦た不可なるを以て、故に堯舜の世と雖も、民は自ら民なり。上の人に非ざれば之を諭ること能わず。亦た教うべきに非ざれば教えざること、秦人の黔首を愚にするが如く然り。其の不可なるを以ての故なり。然れども其の間に

能く類を出でて萃を抜く者有り。乃ち夫の人は天性特異にして教令を待たずして之を知る者なり。実に千百人中の一人なるのみ。孟子云う、人は皆以て堯舜と為るべしと。此れ無稽の言なり。釋氏云う、人人仏と作る。宋儒は孟子に依り、釋氏に倣いて、皆言う聖人は為るべしと。遂に之に因りて以て此の章を解す。焉んぞ謬らざるを得んや。

つまり知的天才であり、天下に君臨する聖人のもつて、民は聖人が設定した道に依り従わされるべきで、その意味を理解せよとするな。何故ならば、上の人でなければ諭すことができないからであり、教うべき事柄でないなら教えない方がよいのである。その表面の様子をみると、秦始皇帝の愚民策のようであるかも知れないが、実は民に教えようとしても不可能だからそうせざるを得ないことによるとするのである。

以上の通り、本章についての解釈の流れを概観してみた結果、次のような点に整理できると思われる。

(イ) 本章中の「可」について、命令のクベシクの意に取るものが、鄭玄・伊藤仁斎と大宰春台である。ただ以上の説明の中で述べたように、共に命令の意味にとるといふものの少しくとらえ方に差異があることは言う

までもない。

(ロ) 法家の専制主義・愚民策的に解釈されるものは、鄭玄の説だけである。春台の説は一見愚民策のようであるが、本人も「秦人の黔首を愚にするが如く然り」というように、民の実情に即して、そのようにせざるを得ないとするのであるから、鄭玄とは異るといえよう。つまり、本論考で問題にする、本章の愚民策的な方向にある解釈は、鄭玄の注にのみ見られるものであって、その他は一樣にそれとは距離をおいていることが明らかになったと言える。

なお、本章の訓み方を「民可使由之、不可使知之」とするのが一般であり、従来の諸解釈はすべてこの訓み方を前提に理解してきたのであるが、程樹德撰『論語集釈』には別解として、『論語稽』、「對於民、其可者、使其自由之、而所不可者、亦使知之」、「或曰、輿論所可者、則使共由之、其不可者、亦使共知之」とする説を紹介している。これによる本章の句読点は、「民可、使由之。不可、使知之」（民に可なれば、之に由ら使め。不可なるも之を知ら使む。）となり、「可」の意を可否の可、可能の可と両方の解釈の可能性をもちつつ、従来の解釈とは少しく異なるものとなりうる要素があるが、今は異説としてここに紹介するにと

どめたい。^註

三 現代日本における愚民主義的解釈の要因

『論語』解釈の書籍は、わが国の近現代に限っても大変な分量を数える。いまその中でも比較的息長く読み継がれているものの一つに、簡野道明氏の『論語解義』（明治書院）がある。そこにおける本章の説明は、「訳読」、「章旨」、「字義」、「直解」、「余義」の五区分から成る。その中から「直解」と「余義」を、以下に論ずる問題の前提として紹介しておくことにする。

『直解』孔子のたまはく、民を治むるには、政教を設けて下民をして之に従い由らしむることは為し得べきも、愚蒙の民をして一一其の政教の原理を知らしむることは為すこと能わざるなりと。当時は教育普及せず、聖人一般の人民をして政教の本末を知らしめたきは、山山なれども、実際に於いて為し能わざることを語りたまえるなり。

『余義』本章の不可^{カウ}使^ムの字義を誤りて絶対に民をして知らしめてはならずと解し、終に儒教主義の政策は、民を愚にするなりとの暴論を吐く者往在あり。其の無学^{アハレ}憫れむべきなり。

簡野氏が敢えてこのようにまで強調する背景には、やはり本章を愚民主義的に解釈する説の流行があつたものと思われる。

実にこの簡野説の対極にあるのが、明治開国の啓蒙運動家福沢諭吉等の一連の儒教批判であつた。「福沢は革新期における開放思想家の第一の一人として、その主張するところは因襲にたいする合理、差別にたいする平等、束縛にたいする自由、服従にたいする独立であり、人性をその自然のままに解き放つことは、その最も力を致すところであつた。」と小泉信三氏は『福沢諭吉』（岩波新書）で述べる。福沢は数多い著述の中で儒学の功罪に言及することが多い。次にあげる文章は、彼の主張をあらわす代表となるものの一つである。

政府の専制、これを教ふる者は誰ぞや。仮令ひ政府本来の性質に専制の元素あるも、其の元素の發生を助けて之れを潤色するものは、漢儒者流の学問に非ずや。古来、日本の儒者にて、最も才力を有して最もよく事を為したる人物と称する者は、最も専制に巧みにして、最もよく政府に用ひられたる者なり。此の一段に至りては、漢儒は師にして、政府は門人と云も可なり。憐む可し、今の日本の人民、誰か人の子孫に非ざらん。

今の世に在りて専制を行ひ、又其の専制に窘めらる、ものは、独り之を今人の罪に帰す可からず、遠く其の祖先に受けたる遺伝毒の然らしむるものと云はざるを得ず。而して此の病毒の勢ひを助けたる者は誰ぞや、漢儒専制も亦、預りて大いに力あるものなり。〔文明論の概略〕岩波文庫二〇二頁

儒教が旧来のわが国における専制政治の存続に大いに貢献してきている弊害を述べている福沢の鋭さは、次の文章に一層増し加わっている。

独立とは、自分にて自分の身を支配し、他に依りずがる心なきを言う。自ら物事の是非を弁別して処置を誤ることなき者は、他人の智慧に依らざる独立なり。自ら心身を勞して私立の活計をなす者は、他人の財に依らざる独立なり。人々この独立の心なくしてただ他人の力に依りすがらんとのみせば、全国の人皆依りずがる人のみにて、これを引受くる者はなかるべし。これを譬えば盲人の行列に手引なきが如し、甚だ不都合ならずや。或人云く、民はこれに由らしむべしこれを知らしむべからず、(中略)智者上に在つて諸民を支配し上の意に従わしめて可なりと。この議論は孔子様の流儀なれども、その実は大いに非なり。一國中に人

を支配するほどの才徳を備うる者は千人の内一人に過ぎず。仮にここに人口百万人の国あらん、この内千人は智者にして九十九万余の者は無智の小民ならん。智者の才徳をもつてこの小民を支配し、或いは子の如くして愛し、或いは羊の如くして養い、或いは威し或いは撫し、恩威共に行われてその向かうところを示すとあらば、小民も識らずして上の命に従い、盜賊、人ごろしの沙汰もなく、国内安穩に治まることあるべけれども、もとこの国の人民、主客の二様に分れ、主人たる者は千人の智者にて、よきように国を支配し、その余の者は悉皆何も知らざる客分なり。既に客分とあれば固より心配も少なく、ただ主人にのみ依りすがりて身に引き受くることなきゆえ、国を患うることも主人の如くならざるは必然、実に水くさき有様なり。国内の事なれば兎も角もなれども、一旦外国と戦争などの事あらばその不都合なること思い見るべし。無智無力の小民等、戈を倒にすることも無かるべけれども、我々は客分のことなるゆえ一命を棄つるは過分なりとて逃げ走る者多かるべし。さすればこの国の人口、名は百万人なれども、国を守るの一段に至つてはその人数甚だ少なく、逆も一国の独立は叶い難きなり。(『学

問のすゝめ』岩波文庫二九頁―三〇頁)

ここに引く本章の解釈は、明らかに鄭玄流であり、それに対する福沢の平等の立場からの批判攻撃の対象として論ぜられていたことが分かる。当時における福沢のはたした役割は周知のごとく大きなものがあり、それに関連しての福沢の儒教理解は別に多角的に論ずることが要求されよう。福沢の儒教理解については今後の課題とすることにして、右に見える儒教に対する福沢流のとらえ方をはじめとし、さらにこのような明治維新期の対西洋の対応策を模索する最中にあるという時代の潮流、日清戦争での日本の勝利以後の歪んだ中国観が産み出した思潮等が相まって、いよいよ一方に片寄つた本章解釈が勢いを強めることになつてきたのではないかというのが、本稿の一応の結論である。

了

註

『経学研究論者目録(一九二二―一九八七)』(漢学研究中心編、中華民国七十八年十二月)に依ると、『集釈』の別解に、関連するとおもわれる次のような論文があることが知られる。但し現在のところいずれも未見。論題のみを掲げて参考以供したい。

曹先鏡

「民可使由之不可使知之」的句讀與釋義(16卷11期 20―22頁 一九六八年四月)

季昌宗 試談「民可使由之不可使知之」的三種斷句方式

(臺灣日報8版 一九七〇年六月二十三日)

馬必駿 「民可・使由之。不可・使知之」(中央日報12版

一九八三年六月三日)

(本学教授 中国哲学)